

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目										調 査 方 法		
		法 人 数	事 業 年 度 数	所 得 (利 益) 額	金 損 金 額	欠 損 金 額	営 業 収 入 額	資 本 金 額	支 払 配 当 額	留 保 金 額	交 際 費 額		引 当 金 額	税 額
(2) 業種別課税状況	業 種 別													標 本 調 査
(3) 業種別の利益及び欠損の状況	"													"
(4) 業種別益金処分の状況	"													"
(5) 業種別の交際費、寄付金、支払配当、減価償却費の状況	"													"
(6) 業種別の賞与引当金、貸倒引当金、退職給与引当金の状況	"													"

3 用語の説明

(1) 法人の種類及び課税の範囲

イ 内国法人 国内に本店又は主たる事業所を有する法人

公共法人 法人税法別表第1に掲げられている法人 = 法人税の納税義務を有しない。(例、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、地方公共団体、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社)

公益法人等 法人税法別表第2に掲げられている法人等 = その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。(例、核燃料サイクル開発機構、小型自動車競走会、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、商工会議所、農業共済組合)
 特定非営利活動法人など、公益法人等とみなす法人を含む。

協同組合等 法人税法別表第3に掲げられている法人 = 課税の範囲に特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。(例、農業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合)

人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの = 収益事業から生じた所得にのみ課税される。

普通法人 上記以外の法人 = 課税の範囲について特例はない。

ロ 外国法人 内国法人以外の法人 = 日本国内に源泉のある所得について課税される。

- (2) 事業年度 …… 法人の決算期間のことをいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)の法人と、年2回決算(決算期間6か月)の法人がある。
- (3) 資本金 …… 事業年度末(年2回決算の会社では下期の決算期)の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

4 法人税の税率<平成2年4月1日以降開始した事業年度分>

(1) 各事業年度の所得及び清算所得に対する税率

区 分	各事業年度の所得に対する税率						清算所得に対する税率		
	普通法人				協同組合等		公益法人等	普通法人	協同組合等
	基本税率		中小法人の軽減税率						
	留保分	配当分	留保分	配当分	留保分	配当分			
平成2年4月1日以後開始の事業年度	37.5%		28%		27% (30%)		27%	33%	24.8%
平成10年4月1日以後開始の事業年度	34.5%		25%		25% (30%)		25%	30.7%	23.1%
平成11年4月1日以後開始の事業年度	30%		22%		22% (26%)		22%	27.1%	20.5%

(注) 各事業年度の所得に対する税率のうち、普通法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される。

協同組合等の()書きの税率は、特定の協同組合等の所得のうち10億円を超える分のものである。

(2) 退職年金等積立金に対する税率

退職年金等積立金の額の …………… 1%

(平成11年4月1日～平成17年3月31日までの間に開始する各事業年度は課税停止)

(3) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率

特定信託の各計算期間の所得額の …………… 30%

(4) 同族会社の留保金に対する税率

各事業年度の留保所得金額から、資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、所得等の金額の35%相当額、年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額

年3,000万円以下の金額の …………… 10%

年3,000万円を超え1億円以下の金額の …………… 15%

年1億円を超える金額の …………… 20%

5 会社標本調査の概要

- (1) この調査は、昭和26年分以後毎年実施している。
- (2) この調査は、資本金階級別や業種別に法人企業の課税の実態を明らかにし、併せて税務行政の運営及び税制改正のための基礎資料を提供することを目的としている。
- (3) 調査対象は、平成16年6月30日現在、国内に本店又は主たる事務所を有する内国普通法人で、平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に事業年度を終了したものである。なお、日本銀行や証券取引所などの特殊法人、休業中又は清算中の法人は含まない。

- (4) 調査方法は、標本調査方式によっており、全税務署について、資本金階級別等に右の表の抽出率で標本法人を抽出し、調査票は税務署及び国税局において作成の上、国税庁で集計した。

会社標本調査抽出率表

区 分		抽出率 (平均)
		%
会 社 等	資本金 500万円 未満	1.2
	" 500万円 以上 1,000万円 未満	1.6
	" 1,000万円 " 5,000万円 "	1.2
	" 5,000万円 " 1億円 "	5.2
	" 1億円 " 10億円 "	40.4
	" " 10億円 以上	100.0
その他の法人	企 業 組 合	31.3
	相 互 会 社	100.0
	医 療 法 人	6.8
全 法 人 の 平 均		2.2

(注) 標本法人数は、全国で58,213社、このうち、金沢国税局管内分は1,398社である。

- (5) 用語の説明

資 本 金 事業年度末現在(年2回決算の法人では下期の決算期)の払込済資本金額(資本積立金は含まない。)又は出資金をいう。

なお、相互会社については、実態に即して、便宜的に資本金100億円の階級として集計している。

営 業 収 入 金 額 営業及びこれに付随するものから生じた売上げ又は収入金額をいい、営業に直接関係のないもの(例えば、受取利息や資産の売却益、雑収入等)は含まない。

申 告 所 得 金 額 法人が税務署に提出した法人税の確定申告書(又は修正申告書)に記載された所得金額をいう。

調 査 所 得 金 額 平成16年6月30日までに、その法人についての税務調査が終了した場合は、その調査後の所得金額を、また、それ以外の場合は、申告所得金額をいう。

なお、単に「所得」又は、「所得金額」という場合、この「調査所得金額」のことをいう。

役 員 賞 与 法人が計上した役員賞与のほか、税務上役員の賞与と認められるものを含む。

法 人 税 額 算出税額に土地譲渡利益に対する税額、課税留保金額に対する税額などを加算し、所得税額、外国税額などを控除した後のいわゆる納付すべき法人税額をいう。

その他の社外流出 益金処分の対象となる金額のうち、社内留保、役員賞与、支払配当及び法人税額を除いたもので、当期分の都道府県民税額及び市町村民税額等をいう。

留保金(社内留保) 当期末の利益積立金額から期首の利益積立金額を控除した金額をいう。

利 益 計 上 法 人 所得金額が正(利益)である法人(年2回以上事業年度をもつ法人については、いずれかの事業年度の所得金額が正である法人)をいう。

欠 損 法 人 所得金額が負又は0及び繰越欠損金を控除した結果、所得金額が0となった法人(年2回以上事業年度をもつ法人については、全ての事業年度が欠損となった法人)をいう。

(6) 業種等の分類

会社等の業種は「日本標準産業分類(総務省)」を基に17分類し、企業組合、相互会社及び医療法人を「その他の法人」として、合わせて18分類している。

業 種	産 業 分 類
農 林 水 産 業	農業、林業、漁業、水産養殖業
鉱 業	鉱業
建 設 業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製 造 業	
織 維 工 業	繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業
化 学 工 業	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業
鉄鋼金属工業	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
機 械 工 業	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業
食料品製造業	食料品製造業、飲料・飼料製造業
出版印刷業	新聞業、出版業、印刷・同関連産業
その他の製造業	上記以外の製造業
卸 売 業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
小 売 業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、その他の小売業
料理飲食旅館業	一般飲食店、遊興飲食店、宿泊業
金 融 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
運輸通信公益事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
サ ー ビ ス 業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(新聞業、出版業を除く)、医療、福祉、教育、学習支援業、専門サービス業、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業、その他のサービス業、分類不能の産業
そ の 他 の 法 人	企業組合、相互会社、医療法人

(7) 統計表利用上の注意

この調査は、標本調査のため、調査対象法人の確定申告書から得た標本値に、標本抽出率の逆数を乗じて全体の法人企業の総数、資本金、営業収入金額等を推計しているため、他の税務統計の関連数値とは一致しない。

また、掲載した結果は、全国から一定基準により抽出した調査対象法人のデータを単に国税局別に取りまとめて集計したにすぎないので、誤差が多分に含まれている。